

- ・ 第2期から新たに時短要請に応じた場合も協力金を支給
- ・ 「ふくい安全・安心認証店」を追加募集（8/20～）

- 1 実施内容** ～新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請～
- (1) 対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店
ただし、「ふくい安全・安心認証店」（申請中を含む。）は除く。
※対象外施設：宅配・テイクアウト、イートイン、ネットカフェ等
- (2) 対象区域 県内全域
- (3) 要請内容 5時から20時までの時間短縮営業（酒類の提供は19時まで）
- (4) 要請期間 令和3年8月25日（水）～令和3年9月12日（日） 19日間



- 2 第2期協力金** 全期間 （8/25～9/12） 要請に応じた場合に支給
- 中小企業 47.5万円～142.5万円（1日あたり2.5万円～7.5万円）
- 大企業等 最大380万円（1日あたり最大20万円）
- ※1 第2期協力金は第1期協力金（8/11～8/24）とは別に支給（本日から受付開始）
- ※2 ふくい安全・安心認証店が時間短縮営業を自主的に実施した場合も協力金を支給（認証店は、あらためて第2期の通常営業、時短営業のいずれか選択）

- 3 見回り** 期間中、時短要請への協力と感染予防の徹底を呼び掛ける見回り活動を実施

福井県時短要請コールセンター 9時～17時（土日祝を含む） 0776-20-0766